

平成 年 月 日

協 定 書 (案)

甲 人事部長 ⑩

乙  ⑩

甲は、大阪の三和鑑定の鐘ヶ江鑑定人をはじめとして当社の使用する鑑定人について、それらが誠意を以って真剣に業務を遂行しているか否か、その仕事ぶりに充分注意しながら厳しく管理していくことを損害調査部に指示・指導し、徹底させる。

乙は、甲が上記の指示・指導を徹底すると確約するのであれば、鐘ヶ江洋三などの問題鑑定人に関する株主としての行動等を行わないことを確約する。

甲と乙は、上記の約束を共に守ることで、甲は乙を定員外社員から定員社員にする。

以 上